

学習をかに

# ATUカレッジ



月教室

2022年

◇3月28日(月)

会場：北とぴあ 902 会議室

13:30～

◇3月29日(火)

会場：ふれあい会議室品川 N019

13:30～

Zoom併用

参加ID・・・844 4945 2819

パスワード・・・095479

## 学習テーマ

『社会保険の適用拡大について』

## 講師

酒井 裕樹(特定社会保険労務士)

社会保険労務士法人 S K M オフィス 代表社員

日本中小企業経営協会 理事



2021年のATUカレッジから

## 講義スケジュール

**A T Uカレッジ 2022年3月教室(両日共通)**

**開催日：3月28日・29日 13:30 開始**

**13:30 開会あいさつ 教育活動委員会事務局**

**13:35 主催者あいさつ 坪倉教育活動委員長**

**13:40 講義 酒井 裕樹 (特定社会保険労務士)**

**14:40 15分間休憩**

**14:55 質疑応答**

**15:25 質疑応答終了**

**15:30 閉会あいさつ 教育活動委員**

### 注意事項

- ・携帯電話はマナーモードで、通話の際は会議室外でお願いします。
- ・アルコール消毒のご協力をお願いします。

2022年  
ATUカレッジ（3月教室）

# 社会保険の適用拡大に ついて

3月28日（月）会場：北とびあ 902会議室  
3月29日（火）会場：ふれあい会議室品川 No19

講師：酒井裕樹（特定社会保険労務士）

社会保険労務士法人SKMオフィス 代表社員  
併設：日本中小企業経営協会 理事  
（労働保険事務組合）

東京都社会保険労務士会所属  
千代田統括支部 監査

## 1. 対象となる会社は



## 2. 従業員の人数とは



1

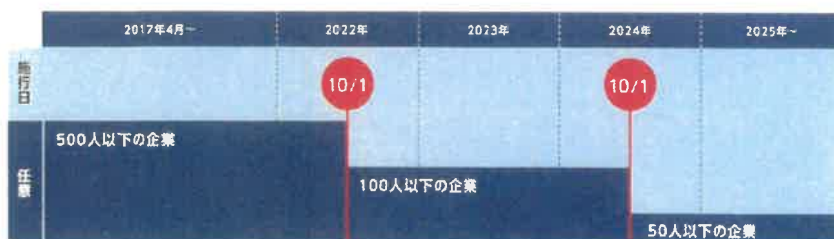
## 3. 適用拡大により対象となる人は

次の4つの要件をすべて満たすパート・アルバイト（短時間勤務者）

- <その1> 週の所定労働時間が20時間以上
- <その2> 月額賃金が88,000円以上
- <その3> 2ヵ月を超えて雇用の見込みがある
- <その4> 学生ではない

※ その3の「2ヵ月を超えて」は2022年9月まで「1年以上」

## 4. 特定適用事業所と任意特定適用事業所



任意特定適用事業所の申出  
(労使合意)

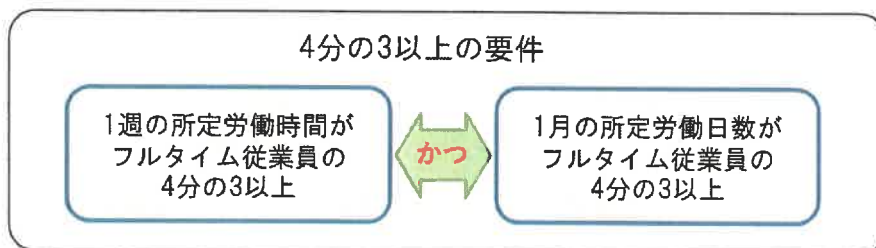
- 同意対象者の過半数で組織する労働組合
- 同意対象者の過半数の代表者
- 同意対象者の2分の1以上の同意

(出典) 厚労省 社保適用拡大ガイドブック

2

## 5. 規模要件の従業員数の確認

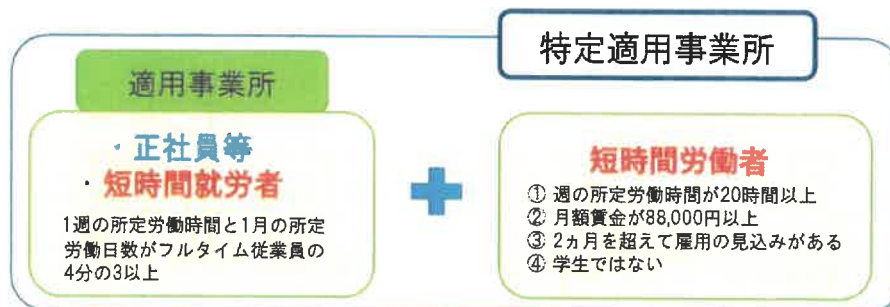
- 101人以上とは  
同一法人番号のすべての適用事業所に使用される被保険者の総数が「常時100人を超える事業所」
- 被保険者とは  
この場合の「被保険者」は適用拡大（2022年10月）前の厚生年金保険に加入する次の人
  - a. フルタイム従業員数（正社員等）
  - b. フルタイム従業員の4分の3以上の従業員数（短時間就労者）



3

- 対象会社の判断と通知
  - a. 直近の12ヵ月で「被保険者総数101人以上（100人超）」が6ヵ月ある場合に該当
  - b. その後も各月ごとに直近12ヵ月間の被保険者数で確認される
  - c. 該当する会社には日本年金機構より通知あり

＜被保険者となる人＞



(注) 適用後に被保険者数が下回っても引き続き適用  
ただし、被保険者総数が100人以下となった場合で、労使合意したときは特定適用事業所から外れることも可能（被保険者（70歳以上被用者を含む）の4分の3以上の同意が必要）

4

## 6. 4つの要件の確認

<その1> 「週の所定労働時間が20時間以上」とは

- ① 原則的には雇用契約上の「1週間の働くべき時間」で判断する
- ② 週によって異なる場合は「平均値」とする

<その2> 「月額賃金が88,000円以上」とは

- ① 基本給や諸手当の合算額で判断する
- ② 家族手当、通勤手当、時間外手当や賞与などは除かれる

<除かれる賃金の例>

- ・ 時間外労働、休日労働や深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ・ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当や家族手当）
- ・ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

5

<その3> 「2ヵ月を超えて雇用の見込みがある」とは

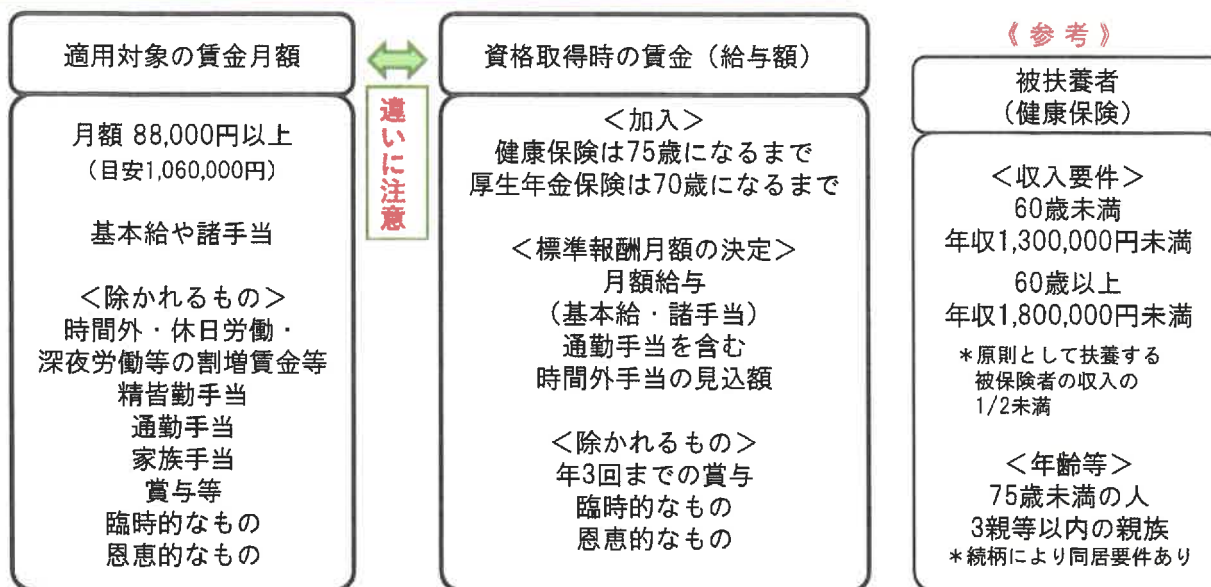
- ① 原則的には雇用契約上の「契約期間」で判断する
- ② 2ヵ月以下の契約であっても、次のような場合は遡及して雇用期間の始めから適用対象となる
  - a. 雇用契約書等に「更新あり」や「更新される場合がある」等の明示がある場合
  - b. 同じ職場で同様の雇用契約で雇用されている労働者が更新等で契約期間を超えて雇用された実績がある場合

<その4> 「学生ではない」とは

- ① 大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）等に在学する生徒または学生は適用対象外
- ② 卒業見込証明書を有し卒業前に就職（卒業後も引続き勤務予定）、休学中、夜間部や定時制の学生は除かれる

6

## 7. 月額賃金（適用対象確認時と資格取得時）の留意点



（単位：円）

標準報酬 月額	報酬月額	健康保険料		健康保険料（介護含む）		厚生年金保険料	
		98.1/1,000		114.5/1,000		183.0/1,000	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
180,000	175,000 ~ 185,000	17,658	8,829	20,610	10,305	32,940	16,470
200,000	195,000 ~ 210,000	19,620	9,810	22,900	11,450	36,600	18,300
240,000	230,000 ~ 250,000	23,544	11,772	27,480	13,740	43,920	21,960
280,000	270,000 ~ 290,000	27,468	13,734	32,060	16,030	51,240	25,620
300,000	290,000 ~ 310,000	29,430	14,715	34,350	17,175	54,900	27,450

7

（注）健康保険料は協会けんぽ東京支部の金額（2022年3月改定後）、介護保険は40歳以降65歳未満

### （参考）社会保険料（月額）の目安

年間給与 保険料	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
厚生年金保険	9,000円	11,600円	15,600円	18,300円	23,800円
健康保険	5,700円	7,300円	9,800円	11,500円	14,900円

### （参考）増える報酬比例部分の年金額（月額）の目安

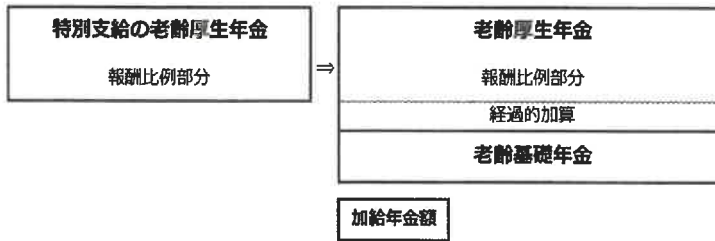
年間給与 加入期間	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年	500円	600円	800円	1,000円	1,300円
5年	2,500円	3,200円	4,300円	5,100円	6,600円
10年	5,000円	6,400円	8,700円	10,200円	13,300円
15年	7,500円	9,600円	13,000円	15,300円	20,000円
20年	10,000円	12,900円	17,400円	20,500円	26,600円
25年	12,500円	16,100円	21,800円	25,600円	33,300円
30年	15,000円	19,300円	26,100円	30,700円	40,000円

（出典）厚労省HP・社保適用拡大特設サイト  
※健康保険料は講師追加（協会けんぽ東京支部・40歳～65歳）

8

(参考) 在職中の老齢年金の要点

60~64歳



特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

男性の生年月日	女性の生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月2日 ~昭和30年4月1日	昭和33年4月2日 ~昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ~昭和32年4月1日	昭和35年4月2日 ~昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ~昭和34年4月1日	昭和37年4月2日 ~昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ~昭和36年4月1日	昭和39年4月2日 ~昭和41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	-

- ① この場合の「在職中」とは
  - a. 厚生年金保険に加入していること (※1)
  - b. 70歳以降も厚生年金保険の加入条件程度で勤務していること (※2)

(※1) 厚生年金保険の加入年齢の上限は70歳未満  
(※2) 「被用者該当届」の届出者(会社で手続き)
- ② 在職中に支給停止の対象となる老齢年金は
  - a. 特別支給の老齢厚生年金と老齢厚生年金(在職老齢年金という)
  - b. 支給停止は給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)と年金額により決まる
  - c. 老齢基礎年金と経過的加算は支給停止されない
- ③ 用語について
  - a. 標準報酬月額と年間の標準賞与額の12分の1を「総報酬月額相当額」という
  - b. 老齢厚生年金の年金額(年金額の12分の1)を「基本月額」という

- ④ 在職中の支給停止のしくみ
  - a. 特別支給の老齢厚生年金(65歳未満)は年金額(全額)が支給停止の対象
  - b. 老齢厚生年金(65歳以上)は報酬比例部分(経過的加算を除く)と加給年金が支給停止の対象
  - c. 「総報酬月額相当額」と「基本月額」の合計額が470,000円を超えると超えた額の2分の1の額が支給停止
  - d. 加給年金は「基本月額(報酬比例部分)」が全額支給停止となる場合に支給停止

<2022年3月まで>  
特別支給の老齢厚生年金(65歳未満)は、総報酬月額相当額と基本月額の合計額が280,000円を超えると年金額の支給停止が始まる

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



(出典) 日本年金機構HP・年金法の改正(資料)